

## 第3章 計画の構想

.....



## 第3章 計画の構想

### 第1節 計画の基本理念

第3期計画では、本市において、子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるための課題解決に向け、『次代の社会を担う子どもたちを育むまち“いばらき”～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～』を基本理念に据え、子ども・子育てや次世代育成等に関する各種施策に取り組んできました。

本計画では、次代を担う子ども・若者が最善の利益を保障されながら、地域に支えられ、心身ともに健やかに成長し、未来にわたって本市で活躍する子ども・若者の育成をめざします。

そのための基本原則となる考え方（基本理念）を次のとおり定め、引き続き、子育て支援をはじめ、子ども・若者に関する様々な施策の展開を図ります。

**未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”**  
～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～

### 第2節 施策展開についての考え方

本計画では、次の視点に立ちながら、施策を展開します。

- ①子育ての第一義的な責任は保護者にあるという前提を踏まえ、地域全体で子育て家庭を支援する視点
- ②児童の権利に関する条約において定められている4つの包括的権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）を尊重し、「子どもの最善の利益」を優先する視点
- ③家族形態など生まれ育った環境や子どもの年齢などに関係なく、すべての子育て家庭に対するすき間のない支援と、妊娠・出産期から子ども・若者の育成支援まで、子どもの成長過程に沿った必要な支援を切れ目なく、きめ細かく行う視点
- ④家庭に経済的な問題を抱えていたり生きづらさを感じたりしている子ども・若者が、自尊感情と自立意識を高め、地域社会の一員として個性や能力を発揮し、夢や未来に希望を抱き、いきいきと地域で暮らしていけるよう支援する視点



⑤行政による公的な支援だけでなく、家庭、地域、企業など、地域における主体的な子育て支援活動や子ども・若者支援活動と連携・協働し、「子育てでつながる地域社会」を実現するため、これから親になる人や子育て中の家庭、生きづらさを抱える子ども・若者に対し、市民一人ひとりが自分でできるほんの少しの気遣いや手助けしたい気持ちを言葉と行動で表すことができる人とそのための環境づくりを推進する視点

## 1 ライフステージに沿った施策の展開

本計画に定める子ども・子育て、若者に関する施策は、保健、福祉、医療、教育、労働、生活環境等あらゆる分野に関わり、また妊娠・出産期から青年・若者期に至るまでのライフステージにわたることから、各分野、各ライフステージにおいて、ニーズや課題に沿った適切な施策を展開する必要があります。

ライフステージを、①妊娠・出産期、②就学前期、③小・中学校期、④青年・若者期の4つのステージに分け、それぞれの段階における課題解決に向け、支援が途切れることなく取り組むべき施策や事業を定め計画的に推進します。

各ステージにおいて取り組むべき施策の考え方は次のとおりです。

### (1) 妊娠・出産期 ～ 安心して妊娠・出産できる環境づくり ～

妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産・育児ができるように、妊娠期における健康の保持・増進をはじめ、妊娠・出産・子育てに関する知識の普及や育児支援などを充実します。

また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をワンストップで行う機能を整え、子どもの健やかな成長・発達の支援とともに、子育て家庭全体に対するサポートを行う体制づくりに取り組みます。

#### 【施策の方向】

- 妊産婦の健康保持・増進・支援の充実
- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援  
(いばらき版ネウボラ)



## (2) 就学前期 ～ 乳幼児期の子どもがのびのびと育つ環境づくり ～

乳幼児期の子どもが健やかに育つよう、疾病の予防や発達上の課題の早期発見・早期対応、食育等健康保持・増進に関する取組の充実を図るとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や情報提供体制の充実を図ります。

また、地域による「子育て」と「親育ち」の活動を応援するとともに、多様化する保護者の教育・保育ニーズに柔軟に対応できるよう就学前教育・保育の提供体制を充実します。さらに、仕事だけでなく、学習活動や社会貢献活動等にも参加でき、子育てとの両立がしやすくなるよう、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

### 【施策の方向】

- 子どもの健康保持・増進
- 就学前教育・保育体制の充実
- 子育て支援サービスの充実
- 地域ぐるみの子育て、子ども・若者支援

## (3) 小・中学校期 ～ 生きる力と豊かな感性が育まれる環境づくり ～

学習指導要領等が育成をめざす資質・能力である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を育む教育を推進し、児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばすとともに、指導方法の充実により「確かな学力」の向上を図り、人権・道徳教育など、健やかな心を育む教育活動を充実します。

また、特色のある教育活動を展開し、家庭や地域社会との連携を進める中で、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、地域の見守りの中で、子どもが安全・安心に過ごせる居場所を充実します。

### 【施策の方向】

- 児童・生徒の健康への支援
- 特色ある学校教育の充実
- 様々な悩みに対応する体制の充実
- 学校・地域・家庭の連携
- 安全で安心な居場所づくり



#### (4) 青年・若者期 ～ 主体性を育む環境づくり ～

子ども・若者が地域社会において生きづらさや孤立を感じることなく、社会とのつながりを保ちながら、自立した生活を送ることができるよう、相談支援のための体制づくりや安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組むとともに、子ども・若者の好奇心を刺激し、チャレンジ精神を育み、「やってみたい」を後押しします。

また、子ども・若者が健全に育つよう地域で見守る活動を推進するとともに、社会的・経済的自立に必要な能力を身につけ、就労などを通じ社会で活躍できるよう支援します。

##### 【施策の方向】

- 若者の自立をめざした支援
- 就労の支援
- 青少年の健全育成

## 2 社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり

家族形態や障害の有無、国籍の違いなどを理由に様々な困難に直面し、より支援が必要な状況に陥っている児童とその家庭が地域で生きづらさを感じることがないように、誰もが地域で安心して暮らすことができるインクルーシブな環境づくりを推進します。

ひとり親家庭には、子育てに不安を感じることがないように、経済的基盤を確立するための支援やきめ細かな福祉サービスの展開を図ります。

障害のある子どもには、それぞれの障害の状況に応じた適切な療育及び教育を充実するとともに、その保護者が安心して子育てができる支援体制の充実を図ります。

児童虐待防止対策については、市町村の責務のさらなる強化が図られたことから、地域や関係機関との連携によるネットワークを一層充実し、虐待の未然防止、早期発見と迅速な対応を推進します。

そのほか、言語も文化も習慣も異なる外国籍の子どもとその家庭への支援を図ります。

##### 【施策の方向】

- ひとり親家庭への支援
- 障害児の健やかな育ちの支援
- 児童虐待防止対策の強化
- 外国人や社会的養護にある児童など配慮が必要な子ども・家庭への支援



### 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり

男女が子育てを両立させながら、就労や様々な活動に継続して参加・参画できるように、企業に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について普及・啓発を引き続き行うとともに、子育てに対し理解と協力が得られる職場環境づくりの促進に努めます。

また、男女がともに仕事と子育てを両立しながら、ゆとりある家庭生活を実現できるように、企業に対し、働き方の見直しや多様な働き方等について啓発に努めます。

#### 【施策の方向】

- 意識啓発
- 職場環境の改善に向けた支援

### 4 社会全体で子育て家庭や子ども・若者を支援できる環境づくり

子どもは、将来にわたって本市のまちづくりを担う存在であり、その役割を担う子どもを産み育てることに夢や希望、喜びを与えるような施策の推進を図ります。

また、「子育て」「親育ち」「子育て」を地域が支えるという視点のもと、地域における主体的な助け合い・支え合いの活動を支援し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

#### 【施策の方向】

- 子どもを産む・育てるための意識啓発
- 支援ネットワークの充実
- 安全で安心な育成環境



## 5 施策展開のイメージ図

